

## 令和3年第7回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年7月7日(水) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 3階 3-3会議室
3. 出席委員 14(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千重紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局  
事務局長 鍛冶 孝広  
事務局 江本 昭二郎  
門田 純二

## 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第21号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第22号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第4 議案第23号 築上町農業振興地域整備計画の一部変更(案)について
- 第5 議案第24号 令和3年度農地利用集積計画書(案)について
- 第6 報告事項
- 第7 その他

## 6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

## 令和3年 第7回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第7回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

### 日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、3番：蛭崎委員と4番：椎野委員を指名いたします。

### 日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第21号の1、申請人：[redacted]さんの件について、奥本委員さんから説明をお願いします。

9番（奥本委員） この案件につきましては、下日奈古公民館から南東に70m程行った所にある農地です。この農地については、現在、[redacted]さんが[redacted]さんの農地を使用貸借で借りて、その土地に農機具倉庫を設置しております。今回[redacted]さんから当該農地を農地として取得したいという要望があったものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第21号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第21号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

### 日程第3、議案第22号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第22号の1、申請人：[ ]さんの件について、椎葉委員さんから説明をお願いします。

8番（椎葉委員） この案件につきましては、二見医院から北に50m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、前面道路に上水道、下水道の2管が埋設され、かつ500m以内に教育施設、医療施設が2以上ある区域のため、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人である[ ]在住の[ ]さんが、[ ]在住の[ ]さんから農地を売買により取得、自営の医院のスタッフ用貸駐車場として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第22号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第22号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

続きまして議案第22号の2、申請人：[ ]さんの件について、後藤委員さんから説明をお願いします。

10番（後藤委員） この案件につきましては、第二青蓮保育園から北西に500m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第2種農地に該当しますが、生産性の低い農地で、農地で、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[ ]さんが、[ ]在住の[ ]さんから土地を売買で取得し、太陽光発電設備を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第22号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第22号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして議案第22号の3、申請人：[ ]さんの件について、後藤委員さんから説明をお願いします。

10番（後藤委員） この案件につきましては、第二青蓮保育園から南東に600m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第2種農地に該当しますが、生産性の低い農地で、農地で、転用可能な農地と考えられます。今回、[ ]さんが、[ ]さん他6名から農地を売買により取得、資材置場及び駐車場として利用するものです。事業の目的、面積、場所等は妥当であります。現在添付している峠水利組合の承諾書は直接関係なく、池系の水利が下香楽水利組合であると判明しました。申請者の[ ]さんが下香楽水利組合に説明に伺う予定ですが、水利組合側の日程調整がつかず、承諾書をもらえていない状況であります。その他書類等は問題なく農地法第5条許可に相当するものですが、よろしくご審議ください。

議長（蛭崎会長） 補足説明を事務局より説明を求めます。

事務局 【 補足説明 】

議長（蛭崎会長） ありがとうございます。  
やはり、池の同意を取る必要があったのではないかと思います。  
皆さんに意見・質問を求めます。

1 番（宮野委員） 書類の不備として水利の承諾をもらっていないということですか。  
どうするのかを定例総会で審議するということですか。

事務局 はい。

1 2 番（吉田委員） 不備というのは、はじめからもらわなければいけないものがないの  
いい、後からもらうことは不備ではないので、ものの言い方が違うのではない  
か。また、原野でも山林でも雨が降ったら水は流れるが、水は雨水だけなので  
はないか。ただ今回の施設に碎石等を入れれば雨水と一緒に池に流れ込む可能  
性はある。

1 番（宮野委員） 用水として同意書があるということと、この水そのもの汚水なのかどうか  
ということになれば水利承諾の内容が違うのではないか。

1 2 番（吉田委員） 下香楽水利組合はどういうことを要求しているのか。

事務局 7月1日に県庁から担当職員が現地視察しました。  
その中で、指示事項として縦断図を追加資料として提出依頼があり、申請者側  
に依頼しております。また、池の被害防除対策のために緩衝地を設置しており  
池との境にはコンクリートブロックを設置する予定である。補足ですが、申請  
者側は池の水利権が下香楽とは思っていなかったし、事務局も確認できていな  
かった。

1 0 番（後藤委員） 峠はもともと水利組合がなく自治会長が兼務しています。自治会長も農業して  
いない。以前申請者は建築の関係で印鑑をもらいに来たことがあり、その際書  
類等不備はなかったため、今回も同様に押印しました。今となれば、現地確認  
を適切に行い審査すればと思っておりますが申請者が急いでいたこともありま  
した。下香楽自治会も現在この件で役員会等を行っているとのこと。

1 3 番（吉留副会長） 何を同意できないのかが明白に理由はわかるのか。原因がわからないため農業  
委員会としても判断ができない。

事務局

下香楽の役員会に産業課の担当職員が出席して説明を行いました。  
決して自治会も反対ではないですが、農業振興地域除外の際に水利承諾をなぜ下香楽からとらないのか。ということと役場の対応について納得してないということです。

13番（吉留副会長） 地元の同意を得られていない状況で委員会で結論を出せないためこの件は継続審議ということでもいいのではないかと。

議長（蛭崎会長）

農業は地元合意が大切です。もし下香楽水利組合が合理的な理由があれば、また定例総会で審議したいと思います。  
この件について継続審議ということによろしいですか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

日程第3、議案第22号の3、農地法第5条の規定による許可申請は、申請農地も3,000㎡を超えております。県の常設審議委員会にも聴取を受けますが、今回継続審議といたします。

#### 日程第4、議案第23号

議長（蛭崎会長）

日程第4、議案第23号「築上町農業振興地域整備計画の一部変更（案）について」を議題とします。産業課農業振興係に説明を求めます。

事務局

【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長）

産業課の説明が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

#### 日程第5、議案第24号

議長（蛭崎会長）

日程第5、議案第24号「令和3年度農地利用集積計画書（案）について」を議題とします。産業課農業振興係に説明を求めます。

事務局

【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長）

産業課の説明が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第6、報告事項

議長（蛭崎会長）

日程第6、報告事項を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件  
農業耕作者・管理者名義変更届出 12件  
農地法施行規則第29条第1項届出 0件  
農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長）

ただいまの提案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長）

以上をもちまして、令和3年第7回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和3年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

3番委員（蛭崎 幸生 委員）：

蛭崎 幸生

署名委員

4番委員（椎野 洋文 委員）：

椎野 洋文